

富田区防災マップ

土砂災害防止法の警戒区域・特別警戒区域

土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」と呼びます。その中でも家屋を破壊し、人命に危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」と呼んで区別しています。これらの区域は、長野県が砂防基礎調査を実施した後、市町村長の意見を聞きながら県知事が指定し、県民の皆さんに公示しています。

警戒区域（イエローゾーン）

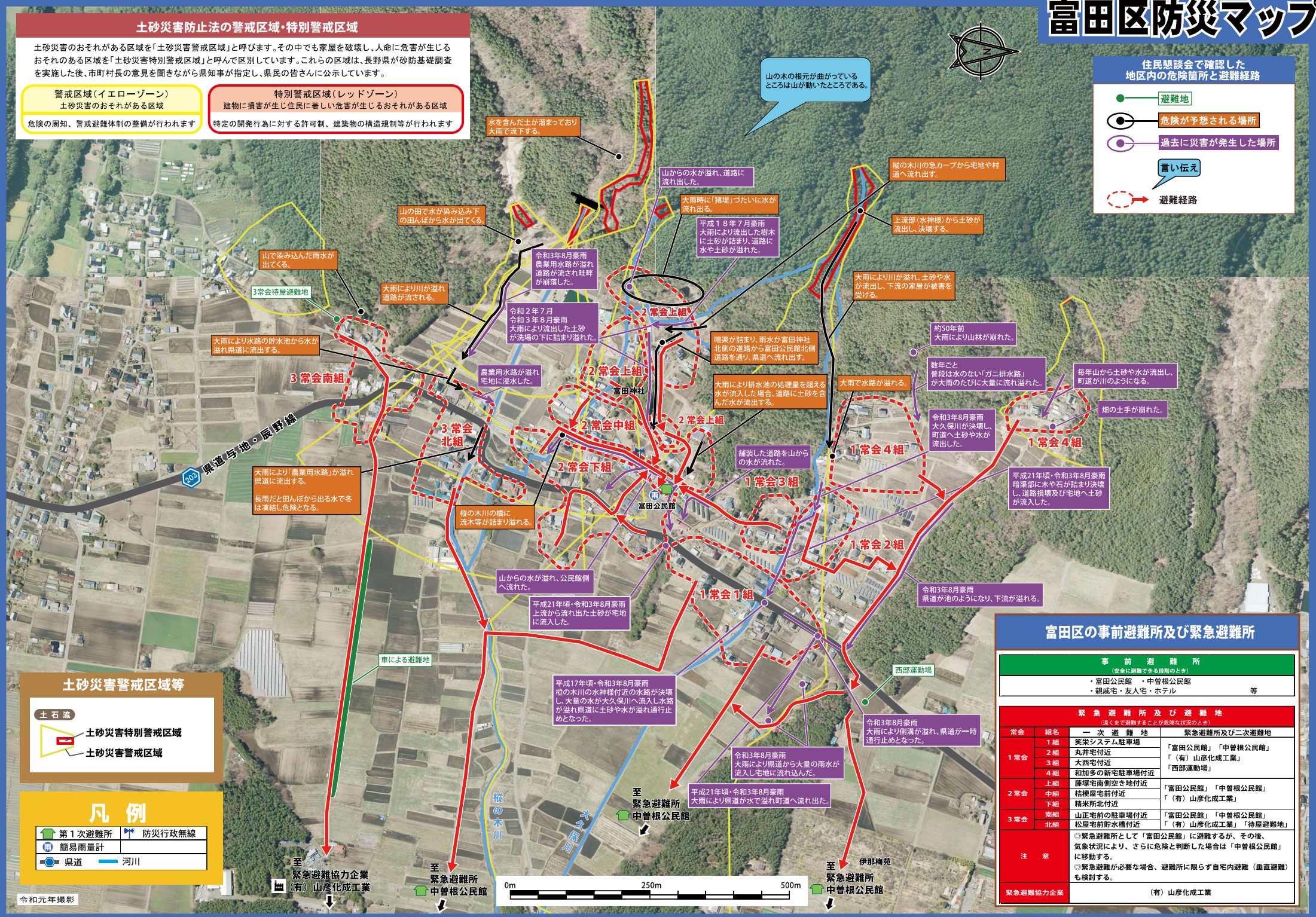
土砂災害のおそれがある区域

危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます

特別警戒区域（レッドゾーン）

建物に損害が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます



住民懇談会で確認した
地区内の危険箇所と避難経路

- 避難地
- 危険が予想される場所
- 過去に災害が発生した場所
- 言い伝え
- 避難経路

富田区の事前避難所及び緊急避難所

事前避難所	
(安全に避難できる段階のとき)	
・富田公民館	・中曽根公民館
・親戚宅・友人宅・ホテル	等

緊急避難所及び避難地 (速くまで避難することが危険な状況のとき)			
常会	組名	一次避難地	緊急避難所及び二次避難地
1 常会	1 組	笑栄システム駐車場	「富田公民館」「中曽根公民館」 「(有) 山彦化成工業」 「西部運動場」
	2 組	丸井宅付近	
	3 組	大西宅付近	
	4 組	和加多の新宅駐車場付近	
2 常会	上組	藤塚宅南側空き地付近	「富田公民館」「中曽根公民館」 「(有) 山彦化成工業」
	中組	桔梗屋宅前付近	
	下組	精米所北付近	
3 常会	南組	山正宅前の駐車場付近	「富田公民館」「中曽根公民館」 「(有) 山彦化成工業」「待屋避難地」
	北組	松屋宅前貯水槽付近	
注 意		◎緊急避難所として「富田公民館」に避難するが、その後、 気象状況により、さらに危険と判断した場合は「中曽根公民館」 に移動する。 ◎緊急避難が必要な場合、避難所に限らず自宅内避難（垂直避難） も検討する。	
緊急避難協力企業			(有) 山彦化成工業

土砂災害警戒区域等

土石流

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

凡 例

第1次避難所

防災行政無線

簡易雨量計

県道

河川

令和元年撮影